

令和3年度 子育てサークル支援の内容

こども家庭支援課では、子育て中の保護者や子育て支援者が自主的に集まり、親子での遊びや情報交換を通して交流している子育てサークルの活動を支援しています。

登録していただいた子育てサークルへの支援の内容は、下記のとおりとなっております。

1. 市川市ホームページやイベントなどで市内の子育てサークルの情報を紹介します。

2. サークル活動の運営に関することなどでお困りのときは、ご相談ください。

- ・遊びの提案などのサークル支援にも伺います。

3. サークルの活動に対して公の施設使用料の減額申請ができます。(使用料5割減免)

注意 ※減額を希望する場合は、事前に申請手続きが必要となります。

※各施設の予約は、各自サークルでお願いします。

※施設利用の際に「公の施設使用料減額に関する準後援可否決定通知書（様式第2号）」
「公の施設使用料減額申請書兼誓約書（様式第6号）」を提出してください。

※利用施設の日程の変更が生じた場合は、必ずこども家庭支援課へご連絡ください。

〈減額適用施設〉地域ふれあい館、公民館、急病診療・ふれあいセンター集会室、勤労福祉センター（本館・分館）、文学ミュージアム、南行徳市民談話室、男女共同参画センター、アイ・リンクセンター、アイ・リンクタウン展望施設、全日警ホール（八幡市民会館）、都市公園（国府台公園、野球場、陸上競技場、行徳中央公園、塩焼中央公園、北市川運動公園テニスコート及び北市川運動公園集会室に限る）、市民体育館

4. こども館サークル室（市川こども館内）のご利用ができます。

注意 ※利用には市川こども館にて使用者登録申請の受付をしてください。登録が済み次第、施設予約システムを使い予約することができます。

5. サークルの遠足で市川市のバスが利用できます。また利用の手続きを行います。

注意 ※市有バスの利用は、年1回とします。利用料は無料ですが、駐車場代、高速代は、ご負担いただきます。

- ・利用を希望するときは2ヶ月前の1日～9日（土日を除く）17時までにてこども家庭支援課に電話で申込の連絡をお願いします。（希望者多数の場合は抽選）
- ・バスの乗降場所は、行徳支所（末広1-1-31）、市川南仮設庁舎（市川南2-9-12）の2ヶ所です。
- ・「バス利用申請書」はこども家庭支援課へ提出してください。

連絡先 市川市こども家庭支援課 TEL047-711-0677